

寒川町印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第36号

寒川町印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

寒川町印鑑条例の一部を改正する条例(令和5年寒川町条例第23号)の施行期日は、令和5年12月20日とする。